

令和5年6月12日  
(第4回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町税条例の一部改正について	―――	1～ 8
議案第	2号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	―――	9～ 10
議案第	3号	令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第3号）について	―――	11～ 34
議案第	4号	令和5年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）について	―――	35～ 40
議案第	5号	令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について	―――	41～ 42
議案第	6号	指定管理者の指定について	―――	43
議案第	7号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	―――	44～ 46
議案第	8号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	9号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	10号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	11号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	12号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	13号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	14号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	15号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	16号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	17号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	18号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	19号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	20号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	21号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
議案第	22号	農業委員会委員の任命について	―――	47～ 48
報告第	1号	令和4年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について	―――	49～ 50

報告第 2 号	令和 4 年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について	―――	51～ 52
報告第 3 号	美瑛町土地開発公社の経営状況について	―――	53～ 58
報告第 4 号	有限会社美瑛物産公社の経営状況について	―――	59～ 64
報告第 5 号	一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について	―――	65～ 69
報告第 6 号	一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について	―――	70～ 76

## 議案第1号

### 美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないとき

は、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号ニ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則

第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に、同項第5号中「第7条第14項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の5第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イb中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イc(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イb中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イc(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号ニの改正規定及び附則第4条第1項の規定（新条例附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

### (町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき美瑛町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この

項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号ニ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に

対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

### 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和 4 7 年美瑛町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 5 項」を「附則第 1 5 条第 1 4 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改める。

附則第 1 5 項中「第 1 0 項、第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」を「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

## 議案第3号

### 令和5年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,674,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		737,142	101,366	838,508
	2 国庫補助金	379,199	101,366	480,565
15 道支出金		750,686	62,584	813,270
	2 道補助金	461,651	62,584	524,235
17 寄附金		1	34,628	34,629
	1 寄附金	1	34,628	34,629
18 繰入金		543,809	118,507	662,316
	2 基金繰入金	541,106	118,507	659,613
19 繰越金		20,000	143,495	163,495
	1 繰越金	20,000	143,495	163,495
20 諸収入		257,744	△1,080	256,664
	5 雑入	152,630	△1,080	151,550
21 町債		804,800	189,900	994,700
	1 町債	804,800	189,900	994,700
歳入合計		10,024,900	649,400	10,674,300

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		67,415	524	67,939
	1 議会費	67,415	524	67,939
2 総務費		1,751,534	96,924	1,848,458
	1 総務管理費	1,675,227	95,956	1,771,183
	2 徴税費	21,338	968	22,306
3 民生費		1,077,294	60,258	1,137,552
	1 社会福祉費	588,393	57,438	645,831
	2 児童福祉費	488,901	2,820	491,721
4 衛生費		1,403,593	43,292	1,446,885
	1 保健衛生費	1,113,613	36,427	1,150,040
	2 清掃費	289,980	6,865	296,845
6 農林水産業費		718,350	84,365	802,715
	1 農業費	369,111	78,701	447,812
	3 林業費	90,323	5,664	95,987
7 商工費		609,038	182,851	791,889
	1 商工費	434,092	161,990	596,082
	2 文化スポーツ振興費	174,946	20,861	195,807
8 土木費		1,066,007	126,883	1,192,890
	2 道路橋梁費	894,235	49,322	943,557
	4 都市計画費	109,704	55,000	164,704
	5 住宅費	27,692	22,561	50,253
9 消防費		342,333	10,000	352,333
	1 消防費	342,333	10,000	352,333
10 教育費		496,862	2,667	499,529
	1 教育総務費	253,933	305	254,238
	2 小学校費	131,633	1,036	132,669
	3 中学校費	73,688	560	74,248
	4 社会教育費	37,608	766	38,374
12 諸支出金		765,814	41,636	807,450
	1 普通財産取得費	32,688	30,628	63,316
	2 公営企業費	733,126	11,008	744,134
歳 出	合 計	10,024,900	649,400	10,674,300

## 第 2 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災減災事業 老人保健施設改修事業(	34,400 34,400)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業 丸山通り線道路長寿命化事業(	38,700 38,700)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
脱炭素化推進事業 役場庁舎照明LED化事業(	22,600 8,600)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
町民センター照明LED化事業(	14,000)			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業 自然の村キャンプ場再整備事業(	152,900 0)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	162,700 (9,800)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
過疎対策事業 市街地駐車場整備事業(	619,200 0)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	703,600 (67,100)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
観光地混雑状況可視化システム導入事業(	0)				(17,300)			
合計	804,800				899,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
14		国庫支出金	737,142	101,366	838,508
	2	国庫補助金	379,199	101,366	480,565
		1 総務費補助金	25,981	55,003	80,984
		2 民生費補助金	24,523	870	25,393
		3 衛生費補助金	16,978	752	17,730
		5 土木費補助金	300,496	6,865	307,361
		7 商工費補助金	0	37,876	37,876
15		道支出金	750,686	62,584	813,270
	2	道補助金	461,651	62,584	524,235
		4 農林水産業費補助金	419,669	62,584	482,253
17		寄附金	1	34,628	34,629
	1	寄附金	1	34,628	34,629
		1 寄附金	1	34,628	34,629
18		繰入金	543,809	118,507	662,316
	2	基金繰入金	541,106	118,507	659,613
		1 基金繰入金	541,106	118,507	659,613
19		繰越金	20,000	143,495	163,495
	1	繰越金	20,000	143,495	163,495
		1 繰越金	20,000	143,495	163,495
20		諸収入	257,744	△1,080	256,664
	5	雑入	152,630	△1,080	151,550
		4 雑入	152,627	△1,080	151,547

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	55,003	1 地方創生推進交付金	1,210
		2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	53,793
2 児童福祉費補助金	870	1 保育対策等総合支援事業費補助金	
1 保健衛生費補助金	752	1 母子保健衛生費補助金	
3 住宅費補助金	6,865	1 憩町団地解体事業交付金	3,267
		2 東町団地ストック総合改善事業交付金	3,598
1 商工費補助金	37,876	1 観光受入環境整備事業補助金	
1 農業費補助金	62,584	1 地域づくり総合交付金	47,400
		2 農地利用効率化等支援交付金	15,184
1 寄附金	34,628	1 まちづくり寄附金	30,628
		2 企業版ふるさと納税寄附金	4,000
1 各基金繰入金	118,507	1 公共施設等整備基金繰入金	58,008
		2 農業振興基金繰入金	10,380
		3 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	41,450
		4 森林環境譲与税基金繰入金	8,669
1 繰越金	143,495	1 前年度繰越金	
2 雑入	△1,080	1 保育園副食費負担金	

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
21		町 債	804,800	189,900	994,700
	1	町 債	804,800	189,900	994,700
	1	総務債	9,200	8,600	17,800
	3	衛生債	319,900	34,400	354,300
	5	商工債	36,700	108,200	144,900
	6	土木債	269,000	38,700	307,700

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理債	8,600	1 総務管理債	
		(1)脱炭素推進 役場庁舎照明LED化事業債	
1 保健衛生債	34,400	1 保健衛生債	
		(1)緊急防災減災 老人保健施設改修事業債	
1 商工債	94,200	1 商工債	94,200
		(1)過疎対策 市街地駐車場整備事業債	(67,100)
		(2)過疎対策 観光地混雑状況可視化システム導入事業債	(17,300)
		(3)辺地対策 自然の村キャンプ場再整備事業債	(9,800)
2 文化スポーツ振興債	14,000	1 文化スポーツ振興債	
		(1)脱炭素推進 町民センター照明LED化事業債	
1 道路橋梁債	38,700	1 道路橋梁債	
		(1)公適債 丸山通り線道路長寿命化事業債	

- 18 -

- 17 -

(歳出)

(単位：千円)

1	1	議会費	67,415	524	67,939	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議会費	67,415	524	67,939		524
	1	議会費	67,415	524	67,939		524
	1	議会費	67,415	524	67,939		524
2		総務費	1,751,534	96,924	1,848,458	14,419	82,505
	1	総務管理費	1,675,227	95,956	1,771,183	14,419	81,537
	2	一般管理費	54,596	160	54,756		160
	5	財産管理費	71,394	25,948	97,342	地方債 8,600 繰入金 1,459	15,889
	6	情報管理費	65,257	63	65,320		63

(一般会計)

節		説明	金額
区分	金額		
7	報償費	1 希望にみちた活気あるまち (1)地域課題共有事業	400 524
8	旅費	7 謝礼(補) 8 費用弁償	100 (400) (100)
11	役務費	11 広告料(物)	24 (24)
18	負担金補助 及び交付金	1 希望にみちた活気あるまち (1)行政区会館運営費補助事業 18 補助金(補)	160 160 (160)
10	需用費	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)役場庁舎照明LED化事業	438 9,658
12	委託料	14 改修工事(事)	4,626 (9,658)
13	使用料及び 賃借料	2 行財政が健全で持続可能なまち (1)スマート行政推進事業 12 業務委託(物)	1,678 6,661 (4,626)
14	工事請負費	13 使用料(物) 17 備品購入費(物)	18,849 (1,678) (357)
17	備品購入費	(2)財産維持管理事業 14 整備工事(事) (3)庁舎維持管理事業 10 修繕料(維) 14 改修工事(事)	357 7,732 (7,732) 1,897 (438) (1,459)
11	役務費	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)情報管理事業 11 通信運搬費(物)	63 63 (63)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 地域振興費	61,190	8,982	70,172	国庫支出金 1,210 寄附金 4,000 繰入金 △4,000	7,772
9 移住対策費	46,786	279	47,065		279
10 交通安全対策費	4,324	3,150	7,474	繰入金 3,150	
14 諸 費	94,410	57,374	151,784		57,374
2 徴 税 費	21,338	968	22,306		968
2 賦課徴収費	15,462	968	16,430		968

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		195	1 希望にみちた活気あるまち (1)自治推進委員会事業 292
8	旅 費		461	1 審議会等委員報酬 (195) 8 委員等旅費 (97)
11	役 務 費		2,420	(2)東部地区コミュニティ施設(仮称)整備事業 4,620 12 建築・土木委託(事) (4,620)
12	委 託 料		4,620	(3)関係人口創出事業 2,420 11 手数料(事) (2,420)
18	負担金補助 及び交付金		1,286	(4)大学等連携事業 1,650 8 職員旅費 (364) 18 補助金(補) (1,286)
10	需 用 費		279	1 希望にみちた活気あるまち 279 (1)定住促進住宅管理事業 279 10 修繕料(維) (279)
10	需 用 費		3,150	1 安全で安心してらせるまち 3,150 (1)自転車ヘルメット着用促進事業 3,150 10 消耗品費(物) (3,150)
7	報 償 費		32,859	1 希望にみちた活気あるまち 54,374 (1)まちづくり寄附管理事業 52,500 7 報償(物) (32,859) 11 通信運搬費(物) (14,034)
11	役 務 費		21,515	11 手数料(物) (5,607) 22 償還金利子 及び割引料 3,000 (2)企業版ふるさと納税推進事業 1,874 11 手数料(物) (1,874)
22	償還金利子 及び割引料		3,000	2 行財政が健全で持続可能なまち 3,000 (1)過年度歳入過誤納還付金 3,000 22 償還金利子及び割引料(補) (3,000)
12	委 託 料		968	1 行財政が健全で持続可能なまち 968 (1)基幹税務システム改修事業 968 12 業務委託(物) (968)

(単位：千円)

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	1,077,294	60,258	1,137,552	53,583	6,675
		社会福祉費	588,393	57,438	645,831	53,793	3,645
	1	社会福祉総務費	41,270	57,138	98,408	国庫支出金 53,793	3,345
	3	障害者福祉費	448,927	300	449,227		300
	2	児童福祉費	488,901	2,820	491,721	△210	3,030
	1	児童福祉総務費	239,721	2,820	242,541	国庫支出金 870	1,950
	2	保育所費	186,415	0	186,415	諸収入 △1,080	1,080

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
1	報 酬	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)福祉人材確保事業	843 3,300
4	共 済 費	18 交付金(補) (2)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	150 53,838
10	需 用 費	1 会計年度任用職員報酬	300 (843)
11	役 務 費	4 会計年度任用職員共済費	1,204 (150)
12	委 託 料	10 消耗品費(物)	341 (300)
		11 通信運搬費(物)	(500)
		11 手数料(物)	(704)
		12 業務委託(物)	(341)
18	負担金補助 及び交付金	18 交付金(扶)	54,300 (51,000)
18	負担金補助 及び交付金	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)障害者福祉管理事業	300 300
		18 助成金(補)	(300)
18	負担金補助 及び交付金	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)幼児教育・保育副食費補助事業	2,820 1,080
		18 負担金(扶)	(1,080)
		(2)保育体制強化事業	1,740
		18 補助金(補)	(1,740)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,403,593	43,292	1,446,885	35,152	8,140
	1	保健衛生費	1,113,613	36,427	1,150,040	35,152	1,275
		1 保健衛生総務費	630,658	34,441	665,099	地方債 34,400	41
		2 保健指導費	15,185	1,986	17,171	国庫支出金 752	1,234
	2	清掃費	289,980	6,865	296,845		6,865
		1 清掃総務費	104,720	58	104,778		58
		3 し尿処理費	107,250	6,807	114,057		6,807
6		農林水産業費	718,350	84,365	802,715	78,614	5,751
	1	農業費	369,111	78,701	447,812	72,964	5,737
		2 農業振興費	345,657	78,051	423,708	道支出金 62,584 繰入金 10,380	5,087
		3 畜産業費	9,749	650	10,399		650

(一般会計)

節	区	分	金額	説明	
				金額	説明
14	工事請負費		34,441	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)老人保健施設改修事業 14 改修工事(事)	34,441 34,441 (34,441)
17	備品購入費		1,486	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)乳幼児保健指導事業	1,986 1,486
18	負担金補助及び交付金		500	17 備品購入費(物) (2)妊婦健診事業 18 助成金(補)	(1,486) 500 (500)
18	負担金補助及び交付金		58	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)ゴミステーション施設整備補助事業 18 補助金(補)	58 58 (58)
12	委託料		6,807	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)浄化センター施設解体事業 12 業務委託(事)	6,807 6,807 (6,807)
10	需用費		204	1 地域資源をいかした産業のまち (1)北碓小麦の丘体験交流施設管理運営事業	78,051 556
13	使用料及び賃借料		25	10 修繕料(維) 17 備品購入費(物)	(204) (352)
17	備品購入費		352	(2)美瑛小麦乾燥施設整備補助事業 18 補助金(事)	47,400 (47,400)
18	負担金補助及び交付金		77,470	(3)美瑛小麦生産安定支援事業 18 補助金(事) (4)農地利用効率化等支援交付金 18 補助金(事) (5)鳥獣等被害防止対策事業 13 使用料(物) 18 補助金(補)	10,380 (10,380) 15,184 (15,184) 4,531 (25) (4,506)
18	負担金補助及び交付金		650	1 地域資源をいかした産業のまち (1)美瑛牛乳生産安定支援事業 18 補助金(補)	650 650 (650)

- 26 -

- 25 -

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
3		林業費	90,323	5,664	95,987	5,650	14
	1	林業費	51,695	5,650	57,345	繰入金 5,650	
	2	町有林管理費	38,628	14	38,642		14
7		商工費	609,038	182,851	791,889	171,376	11,475
	1	商工費	434,092	161,990	596,082	157,376	4,614
	2	商工業振興費	183,211	107,260	290,471	国庫支出金 24,250 地方債 67,100 繰入金 14,600	1,310
	3	観光費	172,800	42,843	215,643	国庫支出金 13,626 地方債 27,100	2,117

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
18	負担金補助及び交付金	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 林業担い手確保育成支援事業 18 補助金(補)	5,650 5,650 (5,650)
18	負担金補助及び交付金	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 町有林管理事業 18 負担金(補)	14 14 (14)
11	役 務 費	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 起業支援事業 18 補助金(補)	107,260 14,600 (14,600)
12	委 託 料	(2) 電子地域通貨行政ポイント事業 18 学校サポート事業	1,980 (120)
14	工事請負費	18 自転車ヘルメット着用促進事業	65,450 (1,100)
16	公有財産購入費	(3) 市街地駐車場整備事業 11 手数料(事)	24,000 (10)
18	負担金補助及び交付金	12 建築・土木委託(事) 14 整備工事(事) 14 解体工事費 16 用地購入費(事)	15,820 (53,350) (12,100) (24,000)
8	旅 費	1 地域資源をいかした産業のまち (1) 白金泉源事業特別会計繰出金	307 1,000 (1,000)
10	需 用 費	27 繰出金	227
12	委 託 料	(2) 観光振興管理事業 8 職員旅費	9,867 (136)
14	工事請負費	(3) 広域観光推進事業 18 負担金(補)	31,000 (442)
18	負担金補助及び交付金	(4) 四季の情報館管理運営事業 10 修繕料(維)	442 (227)
27	繰 出 金	(5) 丘のまちびえい観光ルール策定事業 8 職員旅費	1,000 (171)
		(6) 観光地混雑状況可視化システム導入事業 14 整備工事(事)	31,000 (31,000)
		(7) 自然の村キャンプ場再整備事業 12 業務委託(事)	9,867 (9,867)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 交流促進施設費	20,562	11,271	31,833	繰入金 10,700	571
5 ビルケの森費	20,847	616	21,463		616
2 文化スポーツ振興費	174,946	20,861	195,807	14,000	6,861
1 文化振興総務費	4,460	1,766	6,226		1,766
3 町民センター費	20,912	18,917	39,829	地方債 14,000	4,917
8 イベント推進費	27,846	178	28,024		178

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	571	1 地域資源をいかした産業のまち (1)道の駅運営支援事業	11,271 10,700
12 委託料	10,700	12 業務委託(事) (2)交流促進施設管理運営事業 10 修繕料(物)	(10,700) 571 (571)
10 需用費	616	1 地域資源をいかした産業のまち (1)ビルケの森管理事業 10 修繕料(維)	616 616 (616)
7 報償費	100	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)芸術文化普及事業	1,766 1,766
8 旅 費	341	7 謝礼(補) 8 職員旅費	(100) (166)
10 需用費	525	8 費用弁償 10 消耗品費(物)	(175) (525)
11 役 務 費	800	11 通信運搬費(物)	(800)
14 工事請負費	18,917	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)町民センター管理運営事業 14 改修工事(事)  2 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)町民センター照明LED化事業 14 改修工事(事)	3,330 3,330 (3,330)  15,587 15,587 (15,587)
1 報 酬	53	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1)イベント推進事業	178 178
3 職員手当等	125	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(53) (125)

- 30 -

- 29 -

(単位：千円)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	1,066,007	126,883	1,192,890	100,565	26,318
2	道路橋梁費	894,235	49,322	943,557	38,700	10,622
1	道路維持修繕費	96,180	49,322	145,502	地方債 38,700	10,622
4	都市計画費	109,704	55,000	164,704	55,000	
1	公園費	109,704	18,000	127,704	繰入金 18,000	
2	街路事業費	0	37,000	37,000	繰入金 37,000	
5	住宅費	27,692	22,561	50,253	6,865	15,696
2	住宅建設費	3,333	22,561	25,894	国庫支出金 6,865	15,696

(一般会計)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
10	需用費	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)道路維持修繕事業	49,322 6,322
14	工事請負費	10 修繕料(維) 14 維持補修工事(維) (2)丸山通り線道路長寿命化事業 14 維持補修工事(事)	47,822 (1,500) (4,822) 43,000 (43,000)
10	需用費	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)公園維持管理事業	18,000 1,000
14	工事請負費	10 修繕料(維) (2)新栄の丘展望公園トイレ改修事業 14 改修工事(事)	17,000 17,000 (17,000)
14	工事請負費	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)大町1丁目3号線道路改良舗装事業 14 整備工事(事) (2)花園1丁目1番線道路改良舗装事業 14 整備工事(事)	37,000 30,000 (30,000) 7,000 (7,000)
11	役 務 費	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)町営一般住宅改修事業	22,561 2,145
12	委 託 料	14 改修工事(事) (2)憩町団地解体事業	(2,145) 7,260
14	工事請負費	14 解体工事費 (3)東町団地ストック総合改善事業 12 業務委託(事) 14 改修工事(事) (4)北町団地整備事業 11 手数料(事) 12 業務委託(事)	(7,260) 10,637 (1,320) (9,317) 2,519 (121) (2,398)



議案第4号

令和5年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

令和5年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,880千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		5,193	1,000	6,193
	1 繰入金	5,193	1,000	6,193
歳 入 合 計		20,880	1,000	21,880

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源施設費		15,736	1,000	16,736
	1 泉源管理費	15,736	1,000	16,736
歳 出 合 計		20,880	1,000	21,880

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		繰入金	5,193	1,000	6,193
	1	繰入金	5,193	1,000	6,193
		2 一般会計繰入金	5,192	1,000	6,192

節		区 分	金 額	説 明
1	一般会計繰入金		1,000	1 一般会計繰入金

(白金泉源事業特別会計)

(歳 出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		泉源施設費	15,736	1,000	16,736	1,000	
		泉源管理費	15,736	1,000	16,736	1,000	
	1	泉源管理費	15,736	1,000	16,736	繰入金 1,000	

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
17	備品購入費	1,000	1,000
		1 地域資源をいかした産業のまち	1,000
		(1) 泉源施設施設管理事業	1,000
		17 備品購入費(物)	(1,000)

議案第5号

令和5年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和5年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度美瑛町立病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	45,650千円	11,008千円	56,658千円
第1項 医療設備整備負担金			
	34,750千円	11,008千円	45,758千円
(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	159,344千円	11,008千円	170,352千円
第1項 建設改良費	46,194千円	11,008千円	57,202千円

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

# 令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

## 資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的収入				45,650	11,008	56,658	消防設備の修繕工事に係る増	
	1. 医療設備整備負担金			34,750	11,008	45,758		
		1. 医療設備整備負担金			34,750	11,008		45,758
			一般会計負担金		34,750	11,008		45,758

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				159,344	11,008	170,352	消防設備の修繕工事に係る増	
	1. 建設改良費			46,194	11,008	57,202		
		2. 工事請負費			23,850	11,008		34,858
			工事請負費		23,850	11,008		34,858

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額113,694千円は、過年度分損益勘定留保資金113,694千円で補てんするものとする。)

議案第6号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
美瑛町西美体験交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
美瑛町字美馬牛第1  
有限会社 医療福祉科学研究所  
代表取締役 進 藤 順 哉
- 3 指定の期間  
令和5年6月13日から令和7年3月31日まで

議案第7号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 新屋辺地

## 総合整備計画書

北海道 美瑛町 新星辺地  
(辺地の人口 58人、面積 8.2 km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称  
上川郡美瑛町字新星
- (2) 地域の中心の位置  
上川郡美瑛町字平和4564-2
- (3) 辺地度点数  
147点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 町道新星線は幅員が狭小であり、また路面の損傷が激しく地域住民の利便性が阻害されている。  
当該道路の整備により、地域住民の利便性の向上と、白金エリアと美馬牛エリア等の周辺観光スポットとの円滑な地域内循環により、地域振興・観光振興につながるほか、効率的で安全な交通の流れを確保する。  
新星第1線は、新栄新星線と美馬牛新星線とを結ぶ未改良道路であり、降雨時や融雪期において悪路になるために、周辺住民や観光客等の安全安心な交通を確保しなくてはならず、併せて周辺の農業者の作業効率の向上にも寄与する。  
新星線は道道美沢美馬牛線と市街地を連絡する重要な路線であり、観光名所を巡る道路として多くの観光客が利用している。利用者の安全安心な通行を確保し、自動車と自転車の双方が快適に利用できる環境を整える。

### 3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から 令和9年度までの 5年間 (単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 <small>(新星第1線整備事業ほか1事業)</small>	美瑛町		217,336	114,416	102,920	97,700
合計			217,336	114,416	102,920	97,700

4. 公共的施設の整備計画内訳

[辺地名： 新星 辺地]

(単位：千円)

施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路	新星第1線整備事業	美瑛町	38,000		38,000	36,100
	新星線整備事業	美瑛町	179,336	114,416	64,920	61,600
	小計		217,336	114,416	102,920	97,700
合計			217,336	114,416	102,920	97,700

## 農業委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

### 記

議案番号	住 所	氏 名	生年月日
議案第 8号	美瑛町字美沢早崎	平 間 初 美	昭和34年 1月27日生
議案第 9号	美瑛町字横牛第2	喜 多 順 一	昭和41年 8月31日生
議案第10号	美瑛町字溜辺薬第3	成 田 敦 志	昭和43年 7月28日生
議案第11号	美瑛町字福富瑛進	有 富 友 昭	昭和50年 2月11日生

議案第12号	美瑛町字新区画向上	森平敏文	昭和35年 6月29日生
議案第13号	美瑛町字新星第4	大場 男	昭和36年 2月 5日生
議案第14号	美瑛町字藤野協成	打田佳史	昭和38年 2月10日生
議案第15号	美瑛町字五稜第3	長谷川 宏	昭和37年 4月28日生
議案第16号	美瑛町字旭第3	荒川博彦	昭和42年 2月12日生
議案第17号	美瑛町字北瑛第3	只野 透	昭和37年12月16日生
議案第18号	美瑛町字赤羽	上村昌規	昭和43年 2月16日生
議案第19号	美瑛町字夕張	真田佳則	昭和39年10月16日生
議案第20号	美瑛町字新区画向上	谷口 学	昭和43年12月28日生
議案第21号	美瑛町字北瑛第3	浦島貴之	昭和49年 1月13日生
議案第22号	美瑛町旭町1丁目5番1号	佐藤千代志	昭和33年10月30日生

報告第1号

令和4年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和4年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
3. 民生費	1. 社会 福祉費	介護予防・日常生活支援総合事業	26	26			26
6. 農林水 産業費	1. 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	82,900	82,900		道支出金 82,900	0
7. 商工費	1. 商工費	電子地域通貨行政ポイント事業	3,121	3,121			3,121
10. 教育費	2. 小学校費	美瑛東小学校空調設備整備事業	17,300	17,300		国庫支出金 5,700 地方債 11,500	100
合 計			103,347	103,347	0	100,100	3,247

報告第2号

令和4年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和4年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担 額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
6. 農林 水産業 費	1. 農業費	(繰越明許) 担い手確保・ 経営強化支援 事業	円 43,970,552	円 36,977,552	円 6,993,000	円 0	円 6,993,000	円 0	円 6,993,000	円 0	世界的な半導体不足や コロナ禍及びウクライ ナ情勢の影響による物 流の停滞を受けて部品 調達が遅れ、機械の納 品ができなくなったた め
		経営継承・発 展支援事業補 助金	円 3,901,295	円 2,901,295	円 1,000,000	円 0	円 1,000,000	円 0	円 500,000	円 500,000	ウクライナ情勢の影響 を受け、輸入される部 品の納入が遅れたこと で製造スケジュールに 遅延が生じ、機械の納 品ができなくなったた め
合 計			円 47,871,847	円 39,878,847	円 7,993,000	円 0	円 7,993,000	円 0	円 7,493,000	円 500,000	

報告第3号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 令和4年度 事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

### 1 事業の概要

美瑛町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社として昭和48年に設立し、公共用地等を計画的に整備・造成し、うるおいある豊かなまちづくりに貢献してまいりました。

令和4年度は、平成10年度に造成した「びばうし住宅団地」の分譲地4区画のうち2区画の売却が完了し、残り2区画についてパンフレットによる周知、町ホームページの移住サイトからの閲覧など効果的に情報発信を行い、また、東京、大阪で開催された移住・交流フェア等でのPR活動や現地アテンド付き移住相談を行うなど販売促進に取り組みました。

### 2 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金及び預金	5,807,827	長期借入金	0
事業未収金	798,846	負債の部合計	0
公有用地	19,211,091		
完成土地	9,139,437	資本の部	
		資本金	
		基本財産	3,000,000
		準備金	
		前期繰越準備金	31,451,669
		当期純利益	505,532
		資本の部合計	34,957,201
資産の部合計	34,957,201	負債・資本の部合計	34,957,201

### 3 財産目録（令和5年3月31日現在）

（単位：円）

#### （1）資産の部

##### 流動資産

##### ①現金預金

ア 普通当座預金	北海道銀行美瑛支店	2,807,827	
イ 定期預金	北海道銀行美瑛支店	3,000,000	5,807,827

②事業未収金	大町団地		798,846
--------	------	--	---------

③公有用地	美馬牛駅前広場		19,211,091
-------	---------	--	------------

④完成土地	びばうし住宅団地		9,139,437
-------	----------	--	-----------

資産合計 34,957,201

#### （2）負債の部

##### 固定負債

①長期借入金	美瑛町財政調整基金		0
--------	-----------	--	---

負債合計 0

純正味財産 34,957,201

### 4 損益計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：円）

#### （1）事業収益

①公有地取得事業収益		0
------------	--	---

②土地造成事業収益	9,915,000	9,915,000
-----------	-----------	-----------

#### （2）事業原価

①公有地取得事業原価		0
------------	--	---

②完成土地等売却原価	9,133,531	
------------	-----------	--

#### （3）販売費及び一般管理費

①人件費	58,500	
------	--------	--

②経費	221,997	9,414,028
-----	---------	-----------

事業利益 500,972

(4) 事業外収益		
①受取利息	60	
②雑収益	4,500	4,560
(5) 事業外費用		
①支払利息		0
	經常利益	505,532
	当期純利益	505,532

令和5年度事業計画及び収支計画  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 事業計画

当公社が保有する土地について、地域コミュニティの振興や地域の活性化に向け、適正な管理及び処分等を行ってまいります。

「びばうし住宅団地」においては、昨年引き続き移住・定住促進事業と連携し、PR活動等情報発信の強化及び販売促進に努めます。

また、「美馬牛駅前広場」の宅地造成については、「びばうし住宅団地」残分譲地2区画の販売状況や住宅状況等を踏まえながら、地域において快適な住環境の形成に努め、うるおいある豊かなまちづくりに寄与してまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業収入	4,989,000	土地売却収入
2 事業外収入	6,000	
(1) 利子収入	1,000	預金利息
(2) 雑収入	5,000	北電等電柱土地使用料
3 借入金	1,000	短期借入金
4 繰越金	5,807,000	
(1) 現金・預金	2,807,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	10,803,000	

## 支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	6,000	
(1) 土地取得費	2,000	
(2) 土地造成費	4,000	宅地造成費
2 管理費	255,000	
(1) 事業管理費	101,000	保有地草刈
(2) 一般管理費	154,000	報酬、法人税
3 借入償還金	0	長期借入金
4 事業外支出	1,000	
5 繰越金	10,541,000	
(1) 現金・預金	7,541,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	10,803,000	

報告第4号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 第18期営業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

### 1 営業の概要

#### (1) 営業の経過及び成果、課題

有限会社美瑛物産公社は、都市と農村の交流と地域振興の推進等を目的に、美瑛町、美瑛町農業協同組合、美瑛町商工会、美瑛町商工業協同組合が出資し、平成18年1月に設立されました。当初は、指定管理者制度により、現在の道の駅びえい「丘のくら」の運営を行っていましたが、ふれあい館ラヴニールのホテル及び体験交流部門も含めた地域資源活用総合交流促進施設全体の指定管理者となり、販売、宿泊、体験、レストラン運営等、業務の幅を広げてまいりました。これらの施設は、地域住民や観光客等多くの方に利用されており、地域の特産品の販売拡大や地域経済の活性化、雇用の創出に大きな役割を果たしているところです。

当該年度における観光客の入込状況は、3年振りに新型コロナウイルス感染症による行動制限が無かったことから、町全体で前年より76万人（約71パーセント）増の182万人となりました。当社が運営する各施設の来場者数も前年より26万人（約66パーセント）増の65万人まで回復し、会社全体での売上高は、令和元年度に次ぐ274,641千円となりました。売上の増加に加え、これまで進めてきた経費削減の効果も現れてきたことから、当期純利益は、過去最高の28,156千円となり、4年振りに単年度での黒字決算となりました。長期借入金については、令和4年5月から元金の返済が始まりましたが、毎月の返済に加え、年度末に6,000千円の繰上償還を行ったことにより、借入金の残高は、47,076千円となりました。一方で、円安や国際情勢の影響により燃料費が高騰し、灯油代や電気料金等の固定経費の増加に加え、調理用油や加工品、各商品の仕入価格上昇が続いていることから、従来の経営に捉われず、経営環境の変化に柔軟に対応し、経費の削減と顧客ニーズに応じた売上強化に力を入れ、収益の確保に努めてまいります。

#### (2) 営業成績及び財産の状況の推移

総売上高	274,641,825円
経常利益	28,236,221円
当期純利益	28,156,221円
総資産	40,212,249円

## 2 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	40,212,249	流動負債	21,580,170
現金・預金	26,283,120	買掛金	6,772,143
売掛金	8,418,207	未払費用	4,397,402
棚卸し	5,452,168	未払法人税等	80,000
未収金	58,754	未払消費税等	7,546,400
		預り金	2,784,225
		固定負債	47,076,000
		長期借入金	47,076,000
		純資産	△28,443,921
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	△32,543,921
		自己株式	△900,000
資産の部合計	40,212,249	負債・純資産の部合計	40,212,249

## 3 損益計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

(単位：円)

(営業損益の部)

### (1) 総売上高

飲食部門	26,563,083	
物販部門	41,398,876	
宿泊部門	72,690,393	
体験部門	2,812,040	
委託販売手数料	7,247,782	
施設使用料	189,883	
受託業務部門	13,200,000	
白金ビルケ店	48,187,337	
青い池売店	<u>62,352,431</u>	274,641,825

(2) 売上原価			
期首棚卸高	6,900,932		
仕入高	101,633,718		
期末棚卸高	<u>5,115,728</u>	<u>103,418,922</u>	
売上総利益			171,222,903
(3) 販売費および一般管理費			
販売費	70,793,713		
一般管理費	<u>77,852,381</u>	<u>148,646,094</u>	<u>148,646,094</u>
営業利益			22,576,809
(営業外損益の部)			
(4) 営業外収益			
受取利息及び配当金	334		
その他雑収入	<u>5,680,333</u>	5,680,667	
(5) 営業外費用			
支払利息	21,255		
雑損失	<u>0</u>	<u>21,255</u>	<u>5,659,412</u>
経常利益			<u>28,236,221</u>
税引前当期純利益			28,236,221
法人税及び住民税			<u>80,000</u>
当期純利益			<u>28,156,221</u>

#### 4 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	21,640,113	北海道銀行美瑛支店
	543,725	旭川信用金庫美瑛支店
	1,864,291	美瑛町農業協同組合
	15,517	住信SBIネット銀行
現金	2,219,474	小口現金(釣り銭等)
計	26,283,120	

## 第19期事業計画及び収支計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

### 1 事業計画

当社の経営状況は、コロナ禍の令和2年度から令和3年度にかけて緊急事態宣言等の行動制限により、収入の柱となる観光客が激減したことから、全部門において売上げが減少し、多額の長期借入を余儀なくされたものの、令和4年度以降、旅行需要の回復傾向がみられ、収支も徐々に改善しています。

令和5年度においては、旅行客の増に対応するための人員を確保しながら、物価高騰に伴う燃料費等の固定経費増加の影響を少しでも抑えるため、これまでに取り組んできた経費の削減を更に進めてまいります。本年度においても借入金の返済額を上回る純利益を確保するとともに、可能な限り借入金の繰上償還を進めることで将来的な費用負担を減らし、安定した経営を進めてまいります。また、令和5年度から白金観光拠点施設の指定管理者となったことから、両道の駅を最大限に活用しながら、白金地区と市街地の人の流れを創出するとともに、来場者の皆さまに快適な時間を過ごしてもらえよう、より一層のサービス提供を心掛けた経営を進めてまいります。

### 2 収支計画

収入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 営業収益	293,829,000	
(1) 飲食販売収益	61,100,000	食堂、軽食、飲み物等
(2) 物販販売収益	115,279,000	特産品展示販売
(3) 宿泊料	68,000,000	ホテル宿泊料等
(4) 体験使用料	550,000	体験使用料
(5) 委託販売収益	14,710,000	委託販売手数料
(6) 施設使用料	190,000	エントランス広場使用料
(7) 受託業務収益	34,000,000	指定管理委託料等
2 営業外収益	2,550,000	預金利息、自販機手数料他
収入合計	296,379,000	

## 支 出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 営業費用	271,988,000	
(1) 仕入原価	108,250,000	飲食、物販、体験
(2) 一般管理費	85,323,000	修繕費、消耗品費、光熱水費他
(3) 販 売 費	78,415,000	人件費、法定福利費
2 租税公課	8,650,000	消費税、法人事業税
支出合計	280,638,000	

報告第5号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 第14期事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

本機構は、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、地域農業を担う人づくり、その他農業構造の改善に資するための事業を行うことにより、農業の生産性の向上を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として設立され、以来、農業振興に資する各種取り組みを推進してきました。

担い手育成対策事業では、北海道農業公社等の各種支援事業を活用するとともに、美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施し、優れた担い手の確保・育成に努めました。また、町より指定管理を受けた農業担い手研修センターの管理運営では、実践農場を活用した技術研修を行うとともに、営農に不可欠な経営管理、栽培管理及び農業関連制度等を学ぶ座学研修を実施するなど、新規就農者の育成に努めました。

土づくり対策事業では、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持向上に努めました。

経営所得安定対策では、国の交付金事務の迅速な事業推進に努め、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となる国庫補助事業として、産地全体の底上げを図る産地パワーアップ事業に係る各種事務や協議について取り進めるとともに、国及び北海道の肥料価格高騰対策においては、生産者の負担ができる限り少なくなるよう申請を取りまとめました。

農業技術研修センターでは、土壌診断業務、アスパラガス・ラスノーブル等農産物の研究試験栽培、温室・トマトハウスや町民農園の管理、農産物加工研修に取り組み、農業を通じた町民との交流と情報交換の場として施設の活用を図りました。このほか、地域の共同活動を支援する広域環境保全協議会やアライグマ被害対策支援等の事業に取り組みました。

#### (2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	135,320,333円
経常費用	134,537,120円
当期正味財産増減額	783,213円
正味財産期首残高	4,441,346円
正味財産期末残高	5,224,559円

## 2 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,808,478	流動負債	4,583,919
現金・預金	9,341,823	未払金	4,095,268
未収金	41,251	預り金	488,651
立替金	425,404	正味財産	5,224,559
		正味財産	5,224,559
資産の部合計	9,808,478	負債・正味財産の部合計	9,808,478

## 3 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	9,341,823	美瑛町農業協同組合本所
計	9,341,823	

4 正味財産増減計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	200
（2）事業収益	44,366,818
（3）受取負担金	33,439,716
（4）受取補助金	57,276,781
（5）雑収益	236,818
経常収益計	135,320,333
2 経常費用	
（1）運営費	44,750,520
（2）担い手育成対策事業	10,693,816
（3）土づくり対策事業	61,656,903
（4）指定管理事業	14,368,724
（5）農業振興総合対策事業	3,067,157
経常費用計	134,537,120
当期経常増減額	783,213
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	783,213
正味財産期首残高	4,441,346
正味財産期末残高	5,224,559

## 第 1 5 期事業計画及び収支計画

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで)

### 1 事業計画

地域農業を担う人づくりと地域農業の振興に寄与することを目的に、関係機関との連携を図り、担い手育成対策、土づくり対策、各種国庫補助事業の計画策定、経営所得安定対策を行う農業再生協議会の事務局、農業技術研修センター等の指定管理及びアスパラガス・ラスノーブルの生育試験など、農業振興に資する各事業を実施してまいります。

### 2 収支計画

#### 収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息
2 負担金収入	40,287,000	
(1) 町負担金	21,657,000	
(2) 農協負担金	18,630,000	
3 補助金収入	57,896,000	中山間補助金
4 事業収入	47,466,000	堆肥運搬支援事業、受託事業等
5 雑収入	105,000	
6 繰越金	1,000,000	
計	146,755,000	

#### 支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	50,361,000	給料、賃金、賃借料等
2 事業費	95,394,000	
(1) 担い手育成対策事業	12,504,000	担い手育成支援等
(2) 土づくり対策事業	69,400,000	緑肥、堆肥運搬支援等
(3) 農業振興総合対策事業	1,150,000	広域環境保全協議会運営事業
(4) 指定管理事業	12,340,000	農業技術研修センター等指定管理
3 予備費	1,000,000	
計	146,755,000	

報告第6号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 第11期事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

第11期における丘のまちびえい活性化協会の活動は、3年目となった新型コロナウイルスの感染状況への対応を行いつつインバウンド需要の回復などの様々な状況の変化に対応しながら、町内の多角的な課題の解決に向けて各種事業を展開してまいりました。

DMO推進事業においては、国内におけるコロナ禍での新しい旅のスタイルが確立されるとともにインバウンド需要も徐々に回復する中での事業展開となりました。そのような状況において、DMOとして引き続き美瑛の観光スタイルを通過型から滞在型へと転換するべく、農商観の多様な観光資源を組み合わせた体験型観光商品を開発し、旅行会社等と連携して販売の促進に努めました。また、インターネット上で体験プログラムを取り扱うOTA（オンライン・トラベル・エージェント）を活用し、オンラインでの販売体制の強化に努めました。情報発信においては、公式サイト、SNS、ガイドブック、プロモーション動画の制作・放映など多種多様な方法を用いて有意義な情報を提供し、美瑛ファンの獲得・拡大に努めました。さらに、受入態勢の整備のため、農業と観光、町の成り立ちについて説明を行うガイドの人材育成及び美瑛ファンの裾野を広げるための取り組みとして「インタープリテーションガイド認定プログラム」によるファンガイド講座を開催し、オンラインでの配信も行いました。

ブランディング事業においては、食品・農畜産物や工芸品等のプレミアムブランド「ビエイティフル」について、引き続きブランドの周知・拡大に努めました。

モデルショップ事業においては、ハンドメイドショップ「ラコリーヌ」の運営協議会による店舗運営を支援することで、まちなかの賑わいづくりに努めました。

地域産業振興事業においては、美瑛産の農畜産物を用いた新たな商品開発のための道内視察研修1件に対して助成を実施しました。

カーシェアリング実証事業においては、4年間の実証実験期間の初年度として、シェアカー2台を導入、ビ・エール前に設置し、テレワークやワーケーション等で美瑛を訪れる短期滞在者を主なターゲットとして事業を推進しました。

関係人口創出事業においては、首都圏や札幌圏で開催されるイベントに美瑛町のPRブースを設置し、美瑛町の魅力の発信による関係人口の獲得に努めました。

丘のまち交流館ビ・エールの管理運営事業においては、町民が快適に利用できるよう環境整備に努め、年間の延べ入館者数は、前年比3万2千人増の10万4千人となりました。また、道の駅びえい「白金ビルケ」の管理運営事業においては、白金エリア観光の拠点として、観光客が気持ちよく訪れることのできる道の駅となるよう施設の適切な管理運営に努め、年間の延べ来訪者数は、前年比13万7千人増の46万2千人となりました。

## (2) 事業成績及び財産の状況

経常収益	86,915,540円
経常費用	88,924,254円
当期正味財産増減額	△2,088,714円
正味財産期首残高	8,053,648円
正味財産期末残高	5,964,934円

## 2 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,980,775	流動負債	4,015,841
現金・預金	9,247,694	未払金	3,700,761
未収金	732,481	未払法人税	80,000
前払金	600	預り金	235,080
		正味財産	5,964,934
		正味財産	5,964,934
資産の部合計	9,980,775	負債・正味財産の部合計	9,980,775

### 3 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	3,475,139	美瑛町農業協同組合本所
	3,282,527	旭川信用金庫美瑛支店
	2,440,028	北海道銀行美瑛支店
現金	50,000	小口現金（釣り銭等）
計	9,247,694	

### 4 正味財産増減計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

(単位：円)

科目	金額
1 経常収益	
（1）基本財産運用収入	256
（2）補助金収入	39,549,000
（3）負担金収入	33,206,360
（4）使用料収入	5,228,800
（5）事業収入	6,263,802
（6）雑収入	1,986,447
（7）売上収入	680,875
経常収益計	86,915,540
2 経常費用	
（1）運営費	24,161,002
（2）DMO推進事業	10,850,703
（3）CRM事業	951,500
（4）滞在プログラム開発事業	1,681,478
（5）美瑛ブランディング事業	1,132,787
（6）モデルショップ事業	487,378
（7）国際交流推進事業	48,685
（8）地域産業振興事業	120,660
（9）カーシェアリング実証事業	6,724,437
（10）関係人口創出事業	1,631,314

(1 1) 活性化交流施設管理運営事業	23,400,357
(1 2) 白金観光拠点施設管理運営事業	17,733,953
經常費用計	88,924,254
当期經常増減額	△2,008,714
3 經常外収益	
(1) 經常外収益	0
經常外収益計	0
4 經常外費用	
(1) 經常外費用	0
經常外費用計	0
当期經常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△2,008,714
法人税、住民税及び事業税	80,000
当期正味財産増減額	△2,088,714
正味財産期首残高	8,053,648
正味財産期末残高	5,964,934

第12期事業計画及び収支計画  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

1 事業計画

第12期の事業については、観光関連法人の業務再編に伴いDMO推進事業と道の駅びえい「白金ビルケ」管理運営事業が他団体に移管され、ふるさと納税推進事業が町からの委託事業として新たに加わりました。産業連携によるまちの活性化に向けて、引き続き関係機関やまちづくり団体と包括的に協議しながら各種事業を展開してまいります。

美瑛ブランディング事業においては、美瑛のブランド化に向けた取り組みを推進し、美瑛ブランドの構築・活用により、美瑛産の商品等及び美瑛町の付加価値の向上を図ってまいります。基幹事業として、プレミアムブランド「ビエィティフル」を運営し、商品の審査・認定、認知拡大に努めます。

モデルショップ事業においては、町内の作家による手作り作品を展示・販売しているハンドメイドショップ「ラコリーヌ」を、作家により構成された運営協議会を中心に運営してまいります。若手や女性の活動の場を提供し、町内の文化的活動の活性化を目指し、作家同士の交流促進を図ります。

地域産業振興事業においては、町内の特産品の開発などの事業化の取り組みを支援し、産業・経済の活性化を図ってまいります。

カーシェアリング実証事業においては、新たな2次交通機関（シェアカー）の整備・活用による移住定住の推進や関係人口の創出・拡大の可能性について実証事業により検証してまいります。

関係人口創出事業においては、町外の人が町と関わりを持ち、まちづくりの担い手の一人となる「関係人口」の創出・拡大に向け、各種取組を展開してまいります。地域課題の解決や町民のニーズを満たすスキルを持った域外人材と関係性を構築し、労働力の確保、まちの活性化、まちづくりの推進に寄与することを目指します。首都圏、関西圏やその他の地域の大学・企業等と連携の上、各種イベントに参加し、美瑛の魅力を各方面へPRしてまいります。

ふるさと納税推進事業においては、美瑛町の魅力の発信を更に充実させ、興味をひく返礼品の開拓・PRなどに力を注ぎ、寄附者の更なる増加を図るとともに、関係人口の増加や移住定住の促進に寄与することを目指してまいります。

ビ・エール管理運営事業においては、町民等に多様な活動、憩の場等を提供し、地域文化の創造及び交流の活性化を図るとともに、まちの魅力・活力の向上により豊かな町民生活の実現に資するよう、施設の適切な管理運営に努めてまいります。

## 2 収支計画

### 収 入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息
2 補助金収入	34,048,000	町補助金
3 負担金収入	23,855,000	指定管理料
4 使用料収入	1,290,000	施設使用料
5 事業収入	11,926,000	ふるさと納税推進事業受託
6 雑収入	245,000	光熱水費等
7 繰越金	1,000	
計	71,366,000	

### 支 出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 運営費	24,720,000	人件費、賃借料他
2 事業費	46,644,000	
(1) 地域活性化事業	21,499,000	
(2) 活性化交流施設管理運営事業	25,145,000	ビ・エール施設管理運営
3 予備費	2,000	
計	71,366,000	

## 意見書案第3号

### 地方財政の充実・強化に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和5年6月23日

提出者	議員	青	田	知	史
賛成者	議員	興	梶	勝	也
賛成者	議員	谷	本	憲	一

### 地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

#### 記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 3 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 5 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 6 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- 8 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐 司

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

国土交通大臣 殿

デジタル大臣 殿

農林水産大臣 殿

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画） 殿

## 意見書案第4号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和5年6月23日

提出者	議員	八	木	幹	男
賛成者	議員	京	屋	愛	子
賛成者	議員	杉	山	勝	雄

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。2006年、この制度における国の負担率が1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

ます。

22年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.28パーセント（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.02パーセント（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望します。

## 記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年～中学校3年の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分

な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐司

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 殿

意見書案第5号

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和5年6月23日

提出者 議員 山本 賢一  
賛成者 議員 武田 信玄  
賛成者 議員 桑谷 覺

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3パーセントに達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「できる限り早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

## 記

- 1 「地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,054円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐 司

北海道労働局長 殿  
北海道地方最低賃金審議会長 殿

意見書案第6号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和5年6月23日

提出者 議員 保田 仁  
賛成者 議員 白石 久代  
賛成者 議員 坂田 昌則

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2018年3月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が増加しています。

2023年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針改定版」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、「今後も重要な観点の一つ」であるとして、基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政

としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取り組みにより新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されない状況にあり、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望します。

#### 記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐司

北海道知事 殿  
北海道教育委員会教育長 殿

意見書案第7号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の  
充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和5年6月23日

提出者	議員	高	田	紀	子
賛成者	議員	桑	谷		覺
賛成者	議員	青	田	知	史

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の  
充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めている。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を更に進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスイエネジーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策の更なる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐司

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
国土交通大臣 殿  
環境大臣 殿  
復興大臣 殿

(別 紙)

令和5年6月23日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

- 1 北海道町村議会議員研修会
  - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
  - (2) 派遣場所 札幌市 札幌コンベンションセンター
  - (3) 期 間 令和5年7月4日
  - (4) 派遣議員 高田紀子副議長他議会議員12名
  
- 2 令和5年度第33回北海道びえい会総会並びに親睦会
  - (1) 目 的 住民の負託に応える議員活動に資する。
  - (2) 派遣場所 札幌市 センチュリーロイヤルホテル
  - (3) 期 間 令和5年7月8日
  - (4) 派遣議員 野村祐司議長、武田信玄議員、桑谷 覺議員、京屋愛子議員、白石久代議員
  
- 3 北海道町村議会新任議員研修会
  - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
  - (2) 派遣場所 札幌市 第2水産ビル
  - (3) 期 間 令和5年7月19日
  - (4) 派遣議員 興柁勝也議員、白石久代議員、坂田昌則議員、谷本憲一議員
  
- 4 議会広報研修会
  - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
  - (2) 派遣場所 札幌市 ポールスター札幌
  - (3) 期 間 令和5年8月17日
  - (4) 派遣議員 青田知史議員、白石久代議員、坂田昌則議員、谷本憲一議員
  
- 5 国際交流公演会・山崎内閣官房参与講演会
  - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
  - (2) 派遣場所 鷹栖町 たかすメロディーホール

(3) 期 間 令和5年8月30日

(4) 派遣議員 全議員

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐司 様

総務文教常任委員会委員長 八木 幹男

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事。<br>(2) まちづくり推進課の所管に関する事。<br>(3) 税務課の所管に関する事。<br>(4) 住民生活課の所管に関する事。<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事。<br>(6) 教育委員会の所管に関する事。<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。<br>(8) 監査委員の所管に関する事。<br>(9) 病院事業に関する事。<br>(10) 総務文教に関する事。<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和5年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐司 様

産業経済常任委員会委員長 山本 賢一

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。<br>(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。<br>(3) 農林課の所管に関する事。<br>(4) 建設水道課の所管に関する事。<br>(5) 農業委員会の所管に関する事。<br>(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和5年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

令和5年6月23日

美瑛町議会議長 野村 祐司 様

議会運営委員会委員長 杉山 勝雄

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 議会の運営等に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等<br>(3) 議長の諮問に関する事項<br>(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 令和5年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |